

# 里山再生事業について

- 2016年3月に復興庁・農水省・環境省で取りまとめた「福島の森林・林業の再生に向けた総合的な取組」に基づき、日常的に人が立ち入る里山の再生に向けた取組として「里山再生モデル事業」を実施。
- 2020年1月にモデル事業の中間とりまとめを行い、2020年度以降も「里山再生事業」として里山の再生に向けた取組を実施することとした。里山再生事業の詳細は、以下のとおり。

## 目的

住民の安全・安心の確保に資する取組を当該里山の様態に合わせ組み合わせることで、住民が安心して利用できるような環境づくりを推進。

## 対象

### 対象となる里山

住民が身近に利用してきた住居周辺の里山  
(森林公園・遊歩道・キャンプ場等)



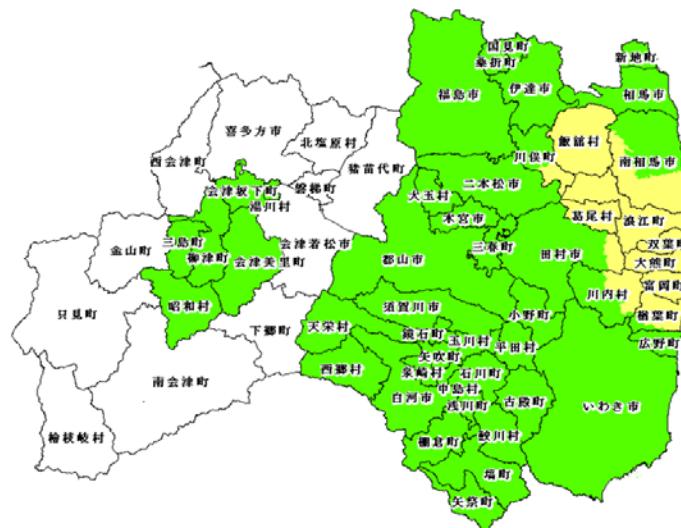
例：遊歩道



例：キャンプ場

### 対象地域

避難指示区域及び汚染状況重点調査地域（解除済み含む）のある福島県内の市町村



## 事業内容

以下の3つの構成事業のうち、市町村の要望に応じ、2又は3事業を組み合わせる。

### 除 染

- 人が日常的に立ち入る場所で、堆積物除去や残渣除去等の除染を実施。

例：残渣除去の様子



### 森林整備

- 間伐などの森林整備と丸太筋工の設置等の放射性物質対策を実施

例：丸太筋工



### 線量測定

- 住民の利用形態を想定した遊歩道等の空間線量率の測定や個人被ばく線量の測定等を実施

例：歩行サーベイ



## その他

- 個々の事業地の実施期間は、概ね3年間とする。